情報提供とその内容

- 専門家による情報提供
  - 開設者、販売業者が行わせる
  - 販売に従事する薬剤師
    - 義務
      - 第一類医薬品
      - 書面交付
        - 法第３６条の６第１項
        - 必ず交付しなくてもよい
          - 添付文書中の使用上の注意に係る事項
        - 不要の旨の申し入れの場合は義務としない
        - 書面の内容
  - 販売に従事する薬剤師・登録販売者
    - 努力義務
      - 第二類医薬品
  - 販売に従事する薬剤師・登録販売者
    - 規定ないが望ましい
      - 第三類医薬品
  - 営業時間中、原則薬剤師又は登録販売者による情報提供
  - 薬局・店舗内の情報提供の場所の数にあわせて専門家を必要数確保
  - 専門家の勤務時間の総和　＞　配置販売業の総営業時間
- 購入者側の状態把握
  - 対面販売原則
  - HOW?　購入時点での状態把握
  - WHEN?　購入後、別の時期での使用も念頭
  - WHO?　家族等が使用する場合も念頭
- 相談応需の情報提供の方法
  - 相談事項や相談者の状況の内容は異なり、定型化は困難
  - 自らの専門性の範囲を超える相談は、薬剤師や医師に相談することを勧める
    - 登録販売者
  - 専門家
    - 薬剤師
      - 第一類医薬品
    - 薬剤師又は登録販売者
      - 第二類医薬品・第三類医薬品
  - 情報提供は基本的に対面
    - 対面性の確保
      - 電話
        - 単純な事実関係の確認
        - 店舗等への来訪を求める
        - 受診監奨
        - 店舗来訪や受診監奨を前提とした、情報収集のための会話
        - 店舗等において対面販売が行われるようにする
  - 販売後の相談や情報提供に対する対応をどうするのか
- 購入前の添付文書閲覧
  - 添付文書の内容に関しては購入前に閲覧できるように環境整備の必要性がある
  - 閲覧の方法
    - 添付文書の写し等を備えつける
    - 電子媒体を利用する
- 積極的な情報提供
  - 選択のための情報
    - 物の視点
      - 販売名
      - 成分・分量
      - 効能・効果
      - 用法・用量
      - 禁忌
        - 服用してはいけない人
        - してはいけないこと
      - 受診の確認
        - 医師等による治療を受けているか否
      - 使用前相談情報
        - 使用前に医師・薬剤師等に相談する必要がある人
      - 添加剤に関する情報
    - 人の視点
      - 購入動機は？
      - 使用者は？
      - 禁忌該当？
        - 服用してはいけない人
        - してはいけないこと
      - 受診者？
        - 医師等による治療を受けているか否
      - 使用前相談の必要性？
        - 使用前に医師・薬剤師等に相談する必要がある人
  - 適正使用に資する情報
    - 外箱・添付文書保存の旨
    - 添付文書必読の旨
    - 併用してはいけない薬剤情報
    - 医師・薬剤師等に相談する事項
      - 副作用発現時の対応（使用中止し相談）
      - 一定期間服用で改善ない場合
    - 受診勧告
      - 一定期間服用で悪化した場合
    - 後日相談に必要な情報
      - 専門家の氏名
      - 連絡先
    - 健康被害救済制度に関する情報
  - 情報提供した旨の確認
    - 文書交付が望ましい
      - 購入後の相談方法等を記す
        - 専門家の氏名
        - 連絡先
  - 不要の申入れ
    - 文書交付が望ましい
      - 購入後の相談方法等を記す
        - 専門家の氏名
        - 連絡先
    - 常備薬として日常使用
    - 使用中の同一製品を持参してきた場合
- 添付文書を基本